

日新火災の事業者向け火災保険 ビジネスプロパティ

日新火災

TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

企業財産総合保険

2024年10月改定

財産損害・休業損失リスクに

選べる補償で最適な備えを！



OFFICE



SHOP



FACTORY

※「ビジネスプロパティ」は、企業財産総合保険のペットネームです。

選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

財産の補償 (財産補償条項) 「財産の補償」とは・・・保険の対象に生じた損害を補償します。

おすすめプラン→		ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン
財産の補償	基本補償 ①火災、落雷、 破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償 ②風災・雹災・雪災	○ 実損払	○ 20万円フランチャイズ払 (損害の額が20万円以上の場合)	○
	選べる補償 ③水災	○ 浸水条件有 実損払	○ 浸水条件有 定率払	×
	選べる補償 ④盗難、水ぬれ、 物体の衝突等、 騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償 ⑤破損・汚損等	○	×	×
費用の補償	⑥臨時費用保険金 (10%払)			
	⑦残存物取片づけ費用保険金			
	⑧修理付帯費用保険金			
	⑨失火見舞費用保険金			
	⑩地震火災費用保険金 (300万円限度型)	○	○	○
	⑪看板および電気・ガス・水道設備等 修復費用保険金 ◀自動セット			
	⑫安定化処置費用保険金 ◀自動セット			
	⑬損害防止費用 ◀自動セット			

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.5 おすすめの追加補償をご紹介します!

地震保険 → P.10 居住用建物または家財には地震保険をセットすることができます!

休業の補償 (休業補償条項 日額補償方式) 「休業の補償」とは・・・保険の対象が損害を受け、休業することによって生じた損失を補償します。

おすすめプラン→		ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン
休業の補償	基本補償 ①火災、落雷、 破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償 ②風災・雹災・雪災	○	○	○
	選べる補償 ③水災	○	○	×
	選べる補償 ④盗難、水ぬれ、 物体の衝突等、 騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償 ⑤破損・汚損等	○	×	×
	⑥食中毒 ◀自動セット	○	○	○
	選べる補償 ⑦特定感染症等	○	○	○
費用の補償	⑧安定化処置費用保険金 ◀自動セット	○	○	○
	⑨損失防止費用 ◀自動セット	○	○	○

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.6 おすすめの追加補償をご紹介します!

ご注意 「財産の補償」と「休業の補償」を同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。
・「財産の補償」および「休業の補償」のいずれも、上表①火災、落雷、破裂・爆発および◀自動セット以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。
・実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

家賃の補償 (家賃補償条項) テナントビルやマンション・アパート等のオーナーのお客さま用に「家賃の補償」もあります。
詳細については、P.7~8をご参照ください。

3
 家賃の補償（家賃補償条項）
 休業の補償（休業補償条項）
 財産の補償（財産補償条項）

保険の対象と保険金額

財産の補償（財産補償条項）

保険の対象

財産の補償では、①～⑧を保険の対象とすることができます。

①建物

②屋内家財

③屋内設備・什器等

④屋外設備・什器等

⑤屋内商品・製品等

⑥屋外商品・製品等

⑦屋内明記物件*

⑧屋外明記物件*

敷地内に所在する屋外設備・什器等を一括してご契約

敷地内に所在する屋外商品・製品等を一括してご契約

敷地内に所在する屋外設備・什器等を一括してご契約

敷地内に所在する屋外商品・製品等を一括してご契約

門、塀、垣および床面積が66㎡未満の物置、車庫
 建物をご契約いただくと保険の対象に含まれます。

*明記物件とは、②～⑥のうち、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

ご注意
 ・屋内家財、明記物件のみを保険の対象とすることはできません。
 ・実際にご契約いただく保険の対象は申込書等でご確認ください。

保険金額とお支払いする保険金

保険金額は保険の対象ごとに評価を行い、評価額の範囲内で設定していただきます。

保険の対象	評価基準	保険金額	お支払いする保険金
①建物 ②屋内家財 ③屋内設備・什器等 ④屋外設備・什器等	新価額	新価評価額の範囲内で設定します。 例 新価評価額1億円の場合 ⇒保険金額は1億円の範囲内で設定	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。 損害の額は、新価額を基準とします。
⑤屋内商品・製品等 ⑥屋外商品・製品等 ⑦屋内明記物件 ⑧屋外明記物件	時価額	- 商品・製品等 仕入原価等の最近1年間の平均在庫実績を目安に実態に応じて設定します。ご契約時にご契約期間中の平均在庫高が大幅に減少することが分かっている場合は、予定在庫高で設定します。 - 明記物件 時価評価額を目安に設定します。	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。 損害の額は、時価額を基準とします。

※補償内容やご契約の条件により、自己負担額（免責金額）および支払限度額の設定があります。実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

自己負担額（免責金額）

自己負担額（免責金額）は、次の **パターン1** から **パターン8** のいずれかで設定していただきます。

補償の対象となる事故	1事故あたりの自己負担額（免責金額）							
	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6	パターン7	パターン8
「火災、落雷、破裂・爆発」「風災・雹災・雪災」「水災」「盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等」「商品・製品等盗難危険」	0円	1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	50万円	100万円
「破損・汚損等」「電気的・機械的事故」「商品・製品等輸送危険」	1万円							

休業の補償（休業補償条項 日額補償方式）

保険の対象

休業の補償では、①～③が保険の対象となります。

①占有物件

③ユーティリティ設備

②隣接物件

保険証券記載の敷地内に所在する被保険者の占有する財物

①および②ア.に配管または配線により接続している電気、ガス、水道等の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線

ア. 被保険者が一部を占有する①のうち、他人が占有する部分
 イ. ①およびア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物または構築物
 ウ. ①およびア.に通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物

保険金額とお支払いする保険金

保険金額の設定例*1

保険金額*2は、1事業所を設定単位として、1日あたりの粗利益*3をもとに設定していただきます。

保険金額（1日あたりの粗利益）＝

$$\frac{\text{年間粗利益額}}{\text{年間営業日数}}$$

保険金額 10万円（ $\frac{3,000\text{万円}}{300\text{日}}$ ）

少額補償プラン

最低限の固定費の支出に備える少額補償プランもご用意しています。

保険金額 ＝

$$\frac{\text{年間売上高} \times 20\%}{\text{年間営業日数}}$$

保険金額 5万円（ $\frac{7,500\text{万円} \times 20\%}{300\text{日}}$ ）

- *1 1日あたりの粗利益の範囲内であれば、保険金額はご自由に設定いただけます。
- *2 保険金額は、1事業所につき200万円が限度となります。
- *3 粗利益とは、売上高から商品仕入高および原材料費（期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。）を差し引いた残高をいいます。

ご注意
 実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

お支払いする保険金*4	約定復旧期間
保険金額 × 休業日数*5 + 収益減少防止費用の額*6	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか

- *4 直近の会計年度の収支状況によっては、お支払いする保険金変動する場合があります。
- *5 事故の発生日、定休日は休業日数に含まれません。
- *6 休業日数を減少させるために生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超えた額をいいます。ただし、費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険証券記載の保険金額を乗じた額が限度となります。

選べる補償(特約)

財産の補償(財産補償条項)

おすすめ! 追加補償をご紹介します!

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故による損害も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 電氣的・機械的事故補償特約(限定型) *1

包括型もあります! *1
限定型では、対象となる機械、設備または装置を限定していますが、包括型はすべての機械、設備または装置を対象とします。

現金等の盗難の際の補償額をアップさせたい...

支払限度額をアップ! [1事故1敷地内ごと]

こんな時は...

→ 業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約 *3*4

・通貨等:30万円限度
→ 100万円限度

・預貯金証書:300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度
→ 1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度

商品・製品等の盗難事故が心配...

こんな時は...

→ 商品・製品等盗難危険補償特約 *2*3

屋外商品・製品等も補償! *5

取引先への商品輸送中の損害も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 商品・製品等輸送危険補償特約 *2

1事故につき、100万円が限度

近隣の建物等に延焼した場合も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 事業者用類焼損害補償特約

- *1 建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象とする場合にセットすることができます。
- *2 屋内商品・製品等または屋外商品・製品等を保険の対象とする場合にセットすることができます。
- *3 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合にセットすることができます。
- *4 屋内設備・什器等を保険の対象とする場合にセットすることができます。
- *5 屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に補償します。

◆選べる補償&自動セット(P.1)の特約一覧

風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(財産補償条項用) 水災危険補償特約(財産補償条項用) 盗難・水濡れ等危険補償特約 破損・汚損等危険補償特約	実損払 風災・雹災・雪災により生じた損害を補償します。 20万円フランチャイズ払 上記の損害による損害の額が20万円以上となった場合に補償します。 浸水条件無 実損払 水災による損害を補償します。 浸水条件有 実損払 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P11⑤水災⑥)を満たした場合に補償します。 浸水条件有 定率払 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P11⑤水災⑥)を満たした場合に損害の程度に応じて保険金をお支払いします。 盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた損害を補償します。 ※商品・製品等の盗難、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。 火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた損害を補償します。 ※自己負担額(免責金額)は1万円(主契約で自己負担額を設定した場合はその額)となります。 ※明記物件は補償の対象となりません。
---	--

(注1) 屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に補償します。

	お支払いする保険金の額
臨時費用補償特約(10%払) 残存物取片づけ費用補償特約 修理付帯費用補償特約 失火見舞費用補償特約 地震火災費用補償特約(300万円限度型) 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約 安定化処置費用補償特約 損害防止費用	損害保険金×10% (1事故1敷地内につき、100万円が限度) 実際に支出した費用 (1事故につき、損害保険金×10%が限度) 必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につき、保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度) 被災世帯数×20万円 (1事故につき、保険金額×20%が限度) 保険金額×5% (1事故1敷地内につき、300万円が限度) 実際に支出した費用 (1事故1敷地内につき、10万円が限度) 実際に支出した費用 (1事故につき、5,000万円が限度) 実際に支出した費用

(注2) 1敷地内につき、保険金額の合計が6,000万円を超える場合にセットすることができます。

休業の補償(休業補償条項 日額補償方式)

おすすめ! 追加補償をご紹介します!

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故により生じた損失も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 電氣的・機械的事故補償特約(限定型) *1

包括型もあります! *1
限定型では、対象となる機械、設備または装置を限定していますが、包括型はすべての機械、設備または装置を対象とします。

自然災害(風災・雹災・雪災または水災)で休業となった場合の当座の資金が心配...

こんな時は...

→ 自然災害時事業継続一時金補償特約 *2

*1 ユーティリティ設備は補償の対象となりません。

*2 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)または水災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)をセットしている場合にセットすることができます。

◆選べる補償&自動セット(P.2)の特約一覧

風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用) 水災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用) 盗難・水濡れ等危険補償特約 破損・汚損等危険補償特約 食中毒利益補償特約 特定感染症等利益補償特約	風災・雹災・雪災により生じた損失を補償します。 水災により生じた損失を補償します。 盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた損失を補償します。 火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた損失を補償します。 ※ユーティリティ設備は補償の対象となりません。 食中毒により生じた損失を補償します。 ※隣接物件およびユーティリティ設備は補償の対象となりません。 ※補償対象期間は30日が限度となります。 特定感染症等により生じた損失を補償します。 ※詳細は「特定感染症等利益補償特約に関するご案内チラシ」をご参照ください。
--	--

	お支払いする保険金の額
安定化処置費用補償特約 損失防止費用	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等(損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限り、その費用のうち必要または有益な費用を補償します。) 火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のために生じた費用等を補償します。 実際に支出した費用 (1事故につき、5,000万円が限度) 実際に支出した費用

賠償責任の補償

財産および休業共通 おすすめ! 追加補償をご紹介します!

所有・使用・管理する施設(エスカレータ、エレベータを含みます。)の欠陥・不備、または業務の遂行に起因する事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金なども補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 店舗賠償責任補償特約

借戸室に損害を与え、貸主への法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金などや、借戸室に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合の修理費用も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約 または 借家人賠償責任・修理費用補償(火災等限定)特約

賃貸物件に入居する事業者さまにおすすめ!

早期災害復旧支援サービス をご利用いただけます。

弊社が提携する災害復旧専門会社による「早期災害復旧支援サービス」とは?

災害復旧専門会社により、火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行い、従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備または装置を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

【災害復旧専門会社のサービスと安定化処置費用補償特約に関して】

すべてのご契約に安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、取扱代理店または弊社までご連絡いただくとともに、災害復旧専門会社の安定化処置をご要望のときはその旨もあわせてご連絡ください。なお、この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。詳細は「早期災害復旧支援サービスご案内のチラシ」をご参照ください。

選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

家賃の補償（家賃補償条項）

「家賃の補償」とは・・・保険の対象が事故により損害を受け、家賃収入が減少した場合の家賃損失を補償します。

おすすめプラン →			ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
家賃の補償	基本補償	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償	②風災・雹災・雪災	○	○	○
	選べる補償	③水災	○	○	×
	選べる補償	④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償	⑤破損・汚損等	○	×	×
費用の補償	⑥安定化処置費用保険金	◀自動セット	○	○	○
	⑦損失防止費用	◀自動セット	○	○	○

○：補償します ×：補償しません

・「財産の補償」または「休業の補償」と同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。

・上表①火災、落雷、破裂・爆発および◀自動セット以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。

・実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

保険の対象

保険の対象はテナントビルやマンション・アパート等の建物（賃貸物件）です。



保険金額とお支払いする保険金

保険金額*1は、建物ごとの家賃（月額）*2を基準に設定していただきます。

設定単位	保険金額*1	お支払いする保険金	約定復旧期間
建物ごと	1か月あたりの家賃	①保険金額≧保険価額*3の場合 約定復旧期間内の損失の額	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか
		②保険金額<保険価額*3の場合 約定復旧期間内の損失の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額*3}}$	

*1 保険金額は、建物ごとに、5,000万円が限度となります。

*2 家賃とは建物の賃貸料をいいます。ただし、次の料金等は含みません。

・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料

*3 保険価額とは、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。

おすすめ！追加補償をご紹介します！

孤独死などの死亡事故による空室期間、家賃値引期間分の家賃収入の損失や修復・改装・清掃・遺品整理等にかかる費用も補償してもらいたい・・・

こんな時は・・・

→家主費用補償特約

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故により生じた家賃損失も補償してもらいたい・・・

こんな時は・・・

→電氣的・機械的事故補償特約（限定型）

包括型もあります！

限定型では、対象となる機械、設備または装置を限定していますが、包括型はすべての機械、設備または装置を対象とします。

選べる補償&自動セットの特約一覧

家賃の補償	風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（休業補償条項・家賃補償条項用）	風災・雹災・雪災により生じた家賃損失を補償します。
	水災危険補償特約（休業補償条項・家賃補償条項用）	水災により生じた家賃損失を補償します。
	盗難・水濡れ等危険補償特約	盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた家賃損失を補償します。
	破損・汚損等危険補償特約	火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた家賃損失を補償します。
費用の補償	安定化処置費用補償特約 ◀自動セット	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等（損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限り、）の費用のうち必要または有益な費用を補償します。
	損失防止費用 ◀自動セット	火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のために生じた費用等を補償します。

賠償責任の補償

おすすめ！追加補償をご紹介します！

所有・使用・管理する施設（エスカレータ、エレベータを含みます。）の欠陥・不備によって生じる法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金なども補償してもらいたい・・・

こんな時は・・・

→店舗賠償責任補償特約

弊社が提携する災害復旧専門会社による早期災害復旧支援サービスをご利用いただけます。→ P.6

ご契約される建物の構造を、火災保険では「1級・2級・3級」または「M構造・T構造・H構造」の構造級別分類します。分類した構造は、保険料を決定するための要素の1つとなります。**建物の柱の部材等からご確認ください。**

柱の部材等

1級

- コンクリート造
- コンクリートブロック造
- れんが造
- 石造
- 耐火被覆鉄骨造
すべての柱（付け柱・飾り柱等は除きます。）を耐火被覆された鉄骨または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。
- 耐火建築物 注1 注2
- 耐火構造建築物 注1

2級

- 鉄骨造
- 準耐火建築物 注1 注3
- 特定避難時間倒壊等防止建築物 注1
- 省令準耐火建物 注4

3級

左記に該当しない建物
（1級、2級の確認ができない建物を含みます。）

K級

3級、H構造と判定された物件

今回判定した構造が「3級」「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K級」「K構造」となる場合があります。取扱代理店または弊社にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご用意いただきますようお願いいたします。

マンション等の共同住宅ですか？

- はい → M構造
- いいえ → T構造

M構造

T構造

H構造

K構造

構造級別

住宅物件の構造級別

①建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。確認資料として**建築確認申請書(写)**をご用意ください。

②1960(昭和35)年以降に新築された4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

旧形式

(第四面)

建築物別図要

[1. 番 号] _____

[用 途] _____

[3. 工事種類]

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕

[4. 構 造] _____ 造 一部 _____ 造

[5. 主要構造部]

☐耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号及び(ロ)に掲げる基準に適合する構造。

☐耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)

建築基準法第21条第1項第1号の基準に適合する構造 (ロ-2)

☐その他

チェックがある場合は、
耐火建築物となります。

[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用]

☐建築基準法施行令第108条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

☐建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

☐建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

☐その他

☐建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

チェックがある場合は、
耐火建築物となります。

[7. 建築基準法第61条の規定の適用]

☐耐火建築物

☐準耐火建築物

☐準防火建築物

☐その他

☐建築基準法第61条の規定の適用を受けない

チェックがある場合は、
耐火建築物となります。

新様式		(第四面)
建築物別紙 概図		
[番 号]		
[用 途]		
[工事種別]	☐ 増築 ☐ 改修 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 その他 _____	チェックがある場合は、耐火建築物となります。
[構造 造]	造 造 造	
[5. 主要構造部材]		
☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合） ☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合） ☒ 準耐火構造（消防令第108条の4第11項第1号及び2に掲げる基準に適合する構造） ☐ 準重火災構造 ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－1） ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－2） ☐ その他 _____		
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定に拘限]		
☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 ☐ 建築基準法第21条第1号の二に掲げる基準に適合する建築物 ☐ 建築基準法施行令第109条の5第2号第1号に掲げる基準に適合する構造 ☐ 建築基準法施行令第110条の1第1号に掲げる基準に適合する構造 ☐ その他 _____ ☐ 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用除外		
[7. 建築基準法第61条の規定の適用]		
☒ 耐火建築物 ☐ 煙防防止建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ 準延焼防止建築物 ☐ その他 _____ ☐ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない		
チェックがある場合は、耐火建築物となります。 チェックがある場合は、準耐火建築物となります。		

※2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

- 同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでいう「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
- この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
- 「建築確認申請書(写)」等では確認することができませんのでご注意ください。

「居住用建物」または「その建物に収容されている家財」が対象となります。
「居住用建物」の詳細につきましては、取扱代理店までご照会ください。

※地震保険のみをご契約いただくことはできません。

A cartoon illustration of a multi-story building on fire. The building is grey with several windows, some of which are emitting flames. The building is set on a brown, rocky base. The fire is depicted with bright orange and yellow flames rising from the building.

●保険金額…「ビジネスプロパティ（企業財産総合保険）の財産補償条項」の保険金額の30%～50%の範囲内で決めいただきます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。



地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※割引は重複して適用することはできません。 ※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料*1(コピー)
建築年割引 10%	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(建物登記簿謄本、建築確認書等)
耐震等級割引 等級に応じて 10%・30%・50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」 ②「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります。) ③フラット35Sの適合証明書または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ④登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」(免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) ⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための「住宅性能証明書」 ⑥以下の2つの書類(a.のみ場合は耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」、認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等) b.「耐震等級」または「免震建築物」であることの確認できる「設計内容説明書」等 ※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。
免震建築物割引 50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
耐震診断割引 10%	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号*)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書等)

*1 代表的な確認資料となりますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。

*2 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

損害の程度*3		認定の基準*3			お支払いする保険金の額
		建物		家財	
全損	主要構造部の損害額	建物の時価額の50%以上	焼失または流失した床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険保険金額の100% (時価額が限度)
大半損		建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損		建物の時価額の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損		建物の時価額の3%以上20%未満	床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険保険金額の5% (時価額の5%が限度)

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12.0兆円の割合によって削減されることがあります(2024年4月現在)。

*3 損害の程度である「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、ご契約のしおりをご参照ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・地震保険の対象の紛失・盗難の損害 など

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
地震保険料控除限度額	5万円	2万5千円

地震保険の詳細につきましては、「地震保険チラシ」をご参照ください。

「企業財産総合保険」の主な補償内容

1. 財産の補償(財産補償条項)

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。
 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

●は財産の補償（財産補償条項）をご契約の場合に自動

① 火災、落雷、破裂・爆発

●は選べる補償（特約）となります

2 風災・雹災・雪災

2 風災・雹災・雪災

3 水災

3 水災

補償

火災、落雷、破裂・爆発

風災・雹災・雪災

水災

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

基本補償(普通保険約款)

火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額(保険金額が限度^(注1))をお支払いします(②～⑤(③◎を除きます。)、⑬についても同様となります。))。

損害保険金

=

損害の額

－

自己負担額(免責金額)^(注2)

(注1)保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

(注2)④⑤アイおよびウの「通貨等または預貯金証書の盗難」については、自己負担額は差し引きません。

損害の額の基準

保険の対象	損害の額の基準
建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等	新価額
屋内商品・製品等 屋外商品・製品等 明記物件	時価額

自己負担額(免責金額)

パターン ^(注3)	補償①～④①⑦	補償⑤⑬⑭⑯
パターン1	0円	1万円
パターン2	1万円	
パターン3	3万円	
パターン4	5万円	
パターン5	10万円	
パターン6	20万円	
パターン7	50万円	
パターン8	100万円	

(注3)②⑧をセットする場合は、パターン1のみとなります。

④風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損払)(財産補償条項用)

台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

⑤風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ払)(財産補償条項用)

上記④に記載の損害に対して、その損害の額が20万円以上となった場合に損害保険金をお支払いします。

④水災危険補償特約(浸水条件無・実損払)(財産補償条項用)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

⑤水災危険補償特約(浸水条件有・実損払)(財産補償条項用)

上記④に記載の損害に対して、その損害の状況^(注1)が次のア～エのいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

保険の対象	損害の状況
建物 屋内家財	ア 損害の額が新価額 ^(注2) の30%以上となった場合
	イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 ^(注3) または地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合
屋内設備・什器等 屋内商品・製品等	ウ 保険の対象を収容する建物が、床上浸水 ^(注3) または地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合
屋外設備・什器等 屋外商品・製品等	エ 保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合

⑥水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)(財産補償条項用)

上記④に記載の損害に対して、その損害の状況^(注1)が、次のア～オのいずれかに該当する場合に次の「お支払いする損害保険金の額」をお支払いします。

保険の対象	損害の状況	お支払いする損害保険金の額	
建物 屋内家財	ア 損害の額が新価額 ^(注2) の30%以上となった場合	損害額×70%－自己負担額(免責金額) (保険金額 ^(注5) が限度)	
	イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 ^(注3) または地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%以上30%未満となった場合	保険金額 ^(注5) ×10% －自己負担額(免責金額) (1事故1敷地につき、200万円が限度)	イからオまでの合計額は、1事故1敷地内につき、200万円が限度

保険金をお支払いできない主な場合・損害

すべてに共通の事項

(財産補償条項、休業補償条項、家賃補償条項共通)

・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

・保険金を支払うべき事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害

・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

・核燃料物質等によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の事故による損害

・次のいずれかに該当する損害

ア.保険の対象の欠陥

イ.保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、スケールの進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

ウ.ねずみ食い、虫食い等

・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

など

②④⑧風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約

・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。

・保険の対象である営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールに生じた損害

③⑥水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)

この特約において、次の特約の費用保険金はお支払いの対象となりません。

・臨時費用補償特約(10%払)

・残存物取片づけ費用補償特約

・修理付帯費用補償特約

補償

3 水災

4 盗難・水ぬれ等

補償

水災

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

建物 屋内家財	ウ	アおよびイに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 ^(注3) または地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%未満となった場合	保険金額 ^(注5) ×5% -自己負担額(免責金額) (1事故1敷地内につき、100万円が限度)	イからオまでの合計額は、1事故1敷地内につき、200万円が限度
屋内設備・什器等 屋内商品・製品等	エ	保険の対象を収容する建物が、床上浸水 ^(注3) または地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合		
屋外設備・什器等 屋外商品・製品等	オ	保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合		

(注1) 損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内家財、屋内設備・什器等または屋内商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等であるときは敷地内ごとに、それぞれ行います。

(注2) 明記物件の場合は時価額とします。

(注3) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注4) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注5) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

盗難・水濡れ等危険補償特約

次の①～④の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払します。

①盗難により保険の対象(屋内商品・製品等および屋外商品・製品等を除きます。)について生じた盗取、損傷または汚損

次のア～ウに該当する場合、限度額が設定されます。

項 目	お支払いする損害保険金の限度額	
ア 明記物件の盗難	1事故1個または1組ごとに、100万円	
イ 建物内における生活用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内家財の場合)	通貨等	1事故1敷地内につき、20万円
	預貯金証書	1事故1敷地内につき、200万円または屋内家財の保険金額のいずれか低い額
ウ 建物内における業務用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内設備・什器等の場合)	通貨等	1事故1敷地内につき、30万円
	預貯金証書	1事故1敷地内につき、300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

(注) 通貨等のうち小切手、手形、乗車券等または預貯金証書の盗難による損害については、次の事実がすべてあったことが補償の条件となります。

小切手

1. 盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
2. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

手形

1. 盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
2. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。
3. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと。

乗車券等

盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと(宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出たこと。)

預貯金証書

1. 盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
2. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故

③ 外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

④ 騒擾・労働争議等

保険金をお支払いできない主な場合・損害

①盗難・水濡れ等危険補償特約

(ア)自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害

②盗難・水濡れ等危険補償特約(アイおよびウ)

この特約においてアイおよびウに該当する盗難は、次の特約の費用保険金はお支払の対象となりません。
・臨時費用補償特約(10%払)
・残存物取片づけ費用補償特約
・修理付帯費用補償特約
・看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約
・安定化処置費用補償特約

③盗難・水濡れ等危険補償特約

(B)給排水設備自体に生じた損害
(BおよびC)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。
(D)被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害

盗難・水ぬれ等

●は財産の補償（財産補償条項）を契約した場合に自動的にセットされます。●は選べる補償（特約）となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

補償

5 破損・汚損等

6 臨時費用

7 残存物取片づけ費用

8 修理付帯費用

9 失火見舞費用

10 地震火災費用

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

破損・汚損等危険補償特約

①～④の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

臨時費用補償特約(10%払)

①～⑤(③㊟、④㍈イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

損害保険金×10% (1事故1敷地内につき、100万円が限度)

残存物取片づけ費用補償特約

①～⑤(③㊟、④㍈イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故につき、損害保険金×10%が限度)。

修理付帯費用補償特約

①～⑤(③㊟、④㍈イおよびウを除きます。)、⑭、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり原因調査費用、仮修理費用等が発生したときは、その費用のうち弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故1敷地内につき、保険金額^(注)×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)。

(注) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

失火見舞費用補償特約

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。が生じた場合の見舞金等の費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

被災世帯数×20万円(1事故につき、事故が生じた敷地内の保険の対象の合計保険金額^(注)×20%が限度)

(注) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

㊟地震火災費用補償特約(300万円限度型)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象に次の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

保険の対象	損害の状況
ア 建物	建物が半焼以上となったとき
イ 屋内家財	屋内家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその屋内家財が全焼となったとき
ウ 屋外設備・装置	火災による損害の額が、屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき
エ 屋内家財以外の動産	保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき

次の算式により算出した額をお支払いします。

保険金額^(注)×5% (1事故1敷地内につき、300万円が限度)

(注) イの屋内家財に明記物件が含まれる場合は、屋内家財の保険金額にその明記物件の保険金額を加算した額とし、ウの屋外設備・装置のときは屋外設備・什器等の保険金額をいいます。保険金額が新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)を超える場合は新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)とします(㊟についても同様となります。))。

㊢地震火災費用補償特約(2000万円限度型)

上記㊟に記載の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額をお支払いします。

保険金額×5% (1事故1敷地内につき、2,000万円が限度)

補償		保険金をお支払いできない主な場合・損害					
11 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用	看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約 ▶自動セット						
	①～⑤（④㉠イおよびウを除きます。）または⑭の事故（保険契約で補償の対象となる事故に限ります。）により、事業の用に供する次に掲げる物が損害を受け、自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらの物を保険の対象とみなし、復旧するために必要な修復費用に対して、費用保険金をお支払いします。 ア.敷地内または敷地内から100メートル以内にある看板（建物または屋外設備・装置に固着する看板および移動式の看板を含みます。）。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。 イ.敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線もしくは電灯またはポール。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。 次の算式により算出した額をお支払いします。 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額　－　自己負担額（免責金額）^{（注）} （1事故1敷地内につき、10万円が限度） （注）自己負担額については①をご参照ください。						
	安定化処置費用補償特約 ▶自動セット						
12 安定化処置費用	①～⑤（④㉠イおよびウを除きます。）または⑭の事故（保険契約で補償の対象となる事故に限ります。）により、損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置 ^{（注1）} の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします ^{（注2）} （1事故につき、5,000万円が限度）。 （注1）損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。 （注2）安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として財産補償条項（普通保険約款または各特約）により損害保険金をお支払いしますが、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払いします。						
	⑬損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払いします。 実際に負担した次の費用をお支払いします。 ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用					
14 電氣的・機械的の事故	㉠電氣的・機械的の事故補償特約（限定型） ①～④の事故に該当しない電氣的・機械的の事故 ^{（注1）} により、保険の対象のうちご契約のしおりの別表に記載の物 ^{（注2）} に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。 ㉡電氣的・機械的の事故補償特約（包括型） ①～④の事故に該当しない電氣的・機械的の事故 ^{（注1）} により、保険の対象 ^{（注3）} に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。 （注1）次の事故をいいます。 ・取扱いの拙劣　・設計・材質・製作の欠陥　・ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電氣的現象による事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限ります。 ・機械的の事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限ります。 （注2）ご契約のしおりの「電氣的・機械的の事故補償特約（限定型）」別表　電氣的・機械的の事故を補償する保険の対象の範囲　をご確認ください。 （注3）保険の対象が建物の場合には、建物に付属する機械、設備または装置をいいます。	⑭電氣的・機械的の事故補償特約 ㉠限定型 ㉡包括型 【㉠限定型 ㉡包括型 共通】 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、電氣的・機械的の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。					
	15 時価補償	時価補償特約 この特約により、①の「損害の額の基準」および他の補償に新価額とあるのを、時価額に変更します。 <table><tr><th>保険の対象</th><th>損害の額の基準</th></tr><tr><td>建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等</td><td>時価額</td></tr></table>	保険の対象	損害の額の基準	建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等	時価額	
保険の対象	損害の額の基準						
建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等	時価額						
16 業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償	業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合にセットすることができます。 業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害に対して、④㉠ウで定める限度額を引き上げます。 ・業務用の通貨等 1事故1敷地内につき、100万円が限度 ・業務用の預貯金証書 1事故1敷地内につき、1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度	【㉡包括型のみ】 ・楽器に生じた弦（ピアノ線を含みます。）のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害 ・明記物件に生じた損害 ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属品に生じた損害 ・ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害 ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害 ・保険の対象である動物または植物に生じた損害					

●は財産の補償(財産補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

●は財産の補償(財産補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害
17商品・製品等盗難危険	商品・製品等盗難危険補償特約 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合にセットすることができます。 盗難によって保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。))について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。 次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。 損害の額(時価額が基準) － 自己負担額(免責金額)^(注) (1事故につき、保険金額が限度) (注)自己負担額については①をご参照ください。	17商品・製品等盗難危険補償特約 万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。))による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
	商品・製品等輸送危険補償特約 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。))を日本国内において輸送中 ^(注) に生じた損害に対しては、これを保険の対象として取り扱い、次の事故により、その保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします(②～⑤のセットの有無を問いません。))。 ・火災、落雷、破裂・爆発 ・水災 ・外部からの物体の衝突等 ・水ぬれ ・風災、雹災、雪災 ・騒擾・労働争議等 ・盗難 ・破損・汚損等 (注)輸送中とは、次のア.またはイ.の間をいい、輸送に付随する一時保管を含みます。 ア.仕入先において保険の対象を輸送用具に積み込む作業に着手した時から、通常の輸送経路を経て、敷地内において保険の対象を保管場所に搬入する時まで。 イ.敷地内にある保険の対象を輸送用具に積み込む作業に着手した時から、通常の輸送経路を経て、仕向地において保険の対象を荷受人の指定する保管場所に搬入する時まで。ただし、仕向地を経て再び敷地内に輸送する場合は、敷地内において保険の対象を保管場所に搬入する時まで。 次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。 損害の額(時価額が基準) － 自己負担額(免責金額)^(注) (1事故につき、100万円が限度) (注)自己負担額については①をご参照ください。	18商品・製品等輸送危険補償特約 ・荷造りの不完全による損害 ・輸送の遅延による損害 など
19類焼損害	事業者用類焼損害補償特約 この特約が適用される建物、動産またはこの特約が適用される動産を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって生じた類焼補償対象物の損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。))に対して、類焼損害保険金をお支払いします。 ⚠この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知のない類焼損害を被った建物等の所有者となります。したがいまして、事故の際にご契約者または被保険者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ近隣の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続が必要となります。 保険期間^(注)を通じて1億円を限度として、次の算式により算出した額をお支払いします。 (注)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと 損害の額(新価額が基準) － 類焼補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額の合計額 ⚠類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。	19事業者用類焼損害補償特約 次の物は類焼補償対象物となりません。 ・保険の対象である建物や動産 ・補償を受けられる方もしくはその方の同居の親族の所有する建物、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する動産 ・自動車(自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)) ・通貨等および預貯金証書その他これらに類する物 ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ・動物、植物 ・商品・製品、原材料 など
20代位求償権不行使	代位求償権不行使特約 損害が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がない限り、弊社は、これを行行使しないものとします。 ※第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行行使することができます。	
ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約 ■不正アクセス等対象外特約 ■保険の対象の範囲および補償に関する特約 ■商品・製品等の契約終了に関する特約 ■ボイラ等破裂・爆発損害補償特約 ■共同保険に関する特約 ■保険の対象の返還または請求に関する特約(地震保険用) など		

2. 休業の補償(休業補償条項 日額補償方式)

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。
実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害
1火災、落雷、破裂・爆発 2風災・雹災・雪災 3水災 4盗難・水ぬれ等 5破損・汚損等 6食中毒	基本補償(普通保険約款) 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失(以下「損失」といいます。))に対して、休業損害保険金をお支払いします。 1事故につき、次のア.およびイ.により算出した額の合計額をお支払いします(②～⑥、⑩についても同様となります。))。 ア. 保険金額 × 休業日数^(注1) (売上減少高^(注2)に支払限度率^(注3)を乗じて得た額から保険金支払対象期間^(注4)内に支出を免れた経常費を差し引いた額が限度) イ. 収益減少防止費用の額^(注5) (注1)休業日数とは、保険金支払対象期間^(注4)内の定休日を除く休業日数をいいます。事故の発生日は休業日数に含まれません。 (注2)売上減少高とは、事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間^(注4)に相当する期間の売上高から保険金支払対象期間^(注4)内の売上高を差し引いた残額をいいます。 (注3)支払限度率とは、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の、同期間内の売上高に対する割合をいいます。 (注4)保険金支払対象期間とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間であって、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えない期間をいい、保険証券に記載された約定復旧期間を限度とします。 (注5)収益減少防止費用の額とは、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超えた額をいいます(収益減少防止費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じた額が限度)。	P.11の すべてに共通の事項 (財産補償条項、休業補償条項、家賃補償条項共通) に記載の損害を受けた結果生じた損失 など
	風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。	2風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項) 次の損害を受けた結果生じた損失 ・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 ・保険の対象である営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールに生じた損害
	水災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。	4盗難・水濡れ等危険補償特約 次の損害を受けた結果生じた損失 (A)自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害 (A)万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。))による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。 (BおよびC)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 (D)被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
	盗難・水濡れ等危険補償特約 次の(A)～(D)の事故により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。 A盗難 B次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ ア.給排水設備に生じた事故 イ.被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 C外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 D騒擾・労働争議等	5破損・汚損等危険補償特約 次の損害を受けた結果生じた損失 ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故による損害 ・保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・設計・材質・製作の欠陥によって生じた損害 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。))のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害 ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害 ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属品に生じた損害 ・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害 ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害 ・保険の対象である動物または植物に生じた損害 ・ユーティリティ設備に生じた損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、不測かつ突発的な事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。
	食中毒利益補償特約 ◀自動セット 次の食中毒により生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします ^(注1) 。 ア 被保険者の占有する財物における食中毒の発生または被保険者の占有する財物において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法に基づき所轄保健所長に届出があった場合に限りです。 イ アの食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による被保険者の占有する財物の営業の禁止、停止その他の処置 (注1)休業日数が事故の発生した日^(注2)からその日を含めて30日間を超える場合には、30日間を休業日数の限度とします。 (注2)事故の発生した日とは、食中毒の発生が判明した日または食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による営業の禁止、停止その他の処置が出された日のいずれか早い日をいいます。 ※隣接物件およびユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた損失に対しては、休業損害保険金をお支払いできません。	

●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

●は休業の補償（休業補償条項、日額補償方式）をこの契約の場合に自動的にセットされます。

●は選べる補償（特約）となります。セットいただいた場合のみ補償されますので、ご注意ください。

●は選べる補償（特約）となります。セットいただいた場合のみ補償されますので、ご注意ください。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)
7 特定感染症等	特定感染症等利益補償特約 保険の対象が特定感染症等^(注1)の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第5章（消毒その他の措置）に規定する保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置があった場合、その措置に要する期間の利益および感染防止対策費用を補償します（1回の事故につき休業損害保険金500万円、感染症対策費用保険金100万円が限度）。 （注）対象となる感染症の種類はご契約のしおりの「特定感染症等利益補償特約」別表「感染症の種類」をご確認ください。 ※隣接物件の一部およびユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた損失に対しては休業損害保険金をお支払いできません。詳細はご契約のしおりをご確認ください。
8 安定化処置費用	安定化処置費用補償特約 ◀自動セット ①～⑤または⑩の事故（保険契約で補償の対象となる事故に限りです。）により、損害が生じた^(注1)保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置^(注2)の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払します^(注3)（1事故につき、5,000万円が限度）。 （注1）保険の対象（ユーティリティ設備を含みません。）で被保険者が所有するものに生じた損害に限りします。 （注2）損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。 （注3）安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として別途財産補償条項（普通保険約款または各特約）により損害保険金をお支払します^(注4)が、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払します。 （注4）休業補償条項ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産補償条項（普通保険約款および各特約）をご契約いただく必要があります。
9 損失防止費用	◀自動セット 火災、落雷、破裂または爆発による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払します。 実際に負担した次の費用をお支払します。 ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用
10 電気的・機械的事故	Ⓐ電気的・機械的事故補償特約（限定型） ①～④の事故に該当しない電気的・機械的事故^(注1)により、保険の対象のうちご契約のしおりの別表に記載の物^(注2)^(注3)が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払します。 Ⓑ電気的・機械的事故補償特約（包括型） ①～④の事故に該当しない電気的・機械的事故^(注1)により、保険の対象^(注3)^(注4)が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払します。 （注1）次の事故をいいます。 ・取扱いの拙劣 ・設計・材質・製作の欠陥 ・ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電気的現象による事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限りします。 ・機械的事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限りします。 （注2）ご契約のしおりの「電気的・機械的事故補償特約（限定型）」別表「電気的・機械的事故を補償する保険の対象の範囲」をご確認ください。 （注3）ユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた損失に対しては、休業損害保険金をお支払いできません。 （注4）保険の対象のうち、設備・什器等^(注5)に該当するものまたは建物に付属する機械、設備または装置をいいます。 （注5）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
11 自然災害時事業継続一時金	自然災害時事業継続一時金補償特約 ②または③の事故により、保険の対象が損害を受けた結果、休業日数^(注)が事故日の翌日から連続して3日以上となったときに、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、自然災害時事業継続一時金をお支払します。 （注）定休日を除きます。またこの特約における休業日数には一部休業を含みません。 次の算式により算出した額をお支払します。 保険金額（日額） × 3日 （1事故につき、200万円が限度）

補償	保険金をお支払いできない主な場合・損害
7 特定感染症等利益補償特約	・行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失 ・この保険契約の保険期間の開始日^(注1)から起算して15日以内に発生した事故による損失。ただし、この保険契約が継続契約^(注2)である場合を除きます。 （注1）開始日 保険期間の途中でこの特約を付帯した場合は、その変更日とします。また、追加物件^(注3)を取得した場合は、物件ごとにその物件が追加された日とします。 （注2）継続契約 この特約を付帯した保険契約の保険期間が終了した日^(注4)を保険期間の開始日とし、この特約を付帯した保険契約をいいます。ただし、被保険者が異なる場合を除きます。 （注3）追加物件 保険契約締結後、ご契約者が保険証券に記載された敷地内または追加敷地内にて新たに取得した物^(注5)であって、普通保険約款で保険の対象から除かれる物を除きます。 （注4）保険期間が終了した日 保険契約が保険期間の終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。 （注5）新たに取得した物 物件の用途または物件種別^(注6)が変更された物、保険証券に記載された敷地内または追加敷地内へ移転した物をいいます。 （注6）物件種別 住宅と住宅以外の区分をいいます。
10 電気的・機械的事故補償特約	⑩電気的・機械的事故補償特約 Ⓐ限定型 Ⓑ包括型 次の損害を受けた結果生じた損失 【Ⓐ限定型 Ⓑ包括型 共通】 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害 ・ユーティリティ設備に生じた損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、電気的・機械的事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 など 【Ⓑ包括型のみ】 ・楽器に生じた弦（ピアノ線を含みます。）のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害 ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属品に生じた損害 ・ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害 ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害 ・保険の対象である動物または植物に生じた損害 など

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害						
12 代位求償権不行使	代位求償権不行使特約 損失が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がないかぎり、弊社は、これを行使しないものとします。 ※第三者の故意または重大な過失によって生じた損失に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。							
	ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約 ■不正アクセス等対象外特約 ■ボイラ等破裂・爆発損害補償特約 ■共同保険に関する特約 など							
	詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。							
1 火災、落雷、破裂・爆発	基本補償（普通保険約款） 火災、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）により、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃^(注1)の損失に対して、保険金をお支払します。 （注1）建物の賃貸料をいいます。ただし、次に掲げる料金等は含みません。 ・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料（賃借人のいない戸室または建物については、それが一時的と認められる場合は、その賃貸料は家賃に算入されます。②～⑤、⑧、⑨がセットされた場合についても同様となります。） お支払いする保険金の額は、次のアまたはイのいずれかの額となります（②～⑤、⑨についても同様となります。）。 <table><tr><td>ア</td><td>保険金額が保険価額^(注2)と同額または保険価額^(注2)を超える場合</td><td>保険金支払対象期間^(注3)内に生じた損失額（1事故につき、保険価額^(注2)に保険金支払対象期間^(注3)を乗じた額が限度。イについても同様となります。）</td></tr><tr><td>イ</td><td>保険金額が保険価額^(注2)より低い場合</td><td>次の算式により算出した額</td></tr></table> 保険金支払対象期間^(注3)内に生じた損失額 × <math>\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額^(注2)}}</math> （注2）損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。 （注3）保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までには、保険証券に記載された約定復旧期間を限度とします。	ア	保険金額が保険価額 ^(注2) と同額または保険価額 ^(注2) を超える場合	保険金支払対象期間 ^(注3) 内に生じた損失額（1事故につき、保険価額 ^(注2) に保険金支払対象期間 ^(注3) を乗じた額が限度。イについても同様となります。）	イ	保険金額が保険価額 ^(注2) より低い場合	次の算式により算出した額	P.11の すべてに共通の事項 （財産補償条項、休業補償条項、家賃補償条項共通） に記載の損害を受けた結果生じた家賃の損失 など
ア	保険金額が保険価額 ^(注2) と同額または保険価額 ^(注2) を超える場合	保険金支払対象期間 ^(注3) 内に生じた損失額（1事故につき、保険価額 ^(注2) に保険金支払対象期間 ^(注3) を乗じた額が限度。イについても同様となります。）						
イ	保険金額が保険価額 ^(注2) より低い場合	次の算式により算出した額						
2 風災・雹災・雪災	風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（休業補償条項・家賃補償条項用） 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）により、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。	②風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（休業補償条項・家賃補償条項用） 次の損害を受けた結果生じた家賃の損失 建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。						
3 水災	水災危険補償特約（休業補償条項・家賃補償条項用） 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。							
4 盗難・水ぬれ等	盗難・水濡れ等危険補償特約 次のⒶ～⑩の事故により、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。 Ⓐ盗難 ⑧次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ - ア.給排水設備に生じた事故 - イ.被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ㉔建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくははその積載物の衝突もしくはは接触 ⑩騒擾・労働争議等	④盗難・水濡れ等危険補償特約 次の損害を受けた結果生じた家賃の損失 （Ⓑおよび㉔）風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 （㉔）被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害						
5 破損・汚損等	破損・汚損等危険補償特約 ①～④の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。	⑤破損・汚損等危険補償特約 次の損害を受けた結果生じた家賃の損失 ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故による損害 ・保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・設計・材質・製作の欠陥によって生じた損害 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、不測かつ突発的な事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 など						

●は家賃の補償(家賃補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害						
6安定化処置費用	安定化処置費用補償特約 ◀自動セット ①～⑤または⑨の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により、損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置 ^(注1) の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払します ^(注2) (1事故につき、5,000万円が限度)。 (注1) 損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。 (注2) 安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として別途財産補償条項(普通保険約款または各特約)により損害保険金をお支払いします ^(注3) が、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払します。 (注3) 家賃補償条項ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産補償条項(普通保険約款および各特約)をご契約いただく必要があります。							
7損失防止費用	◀自動セット 火災、落雷、破裂または爆発による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払します。 実際に負担した次の費用をお支払します。 ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用							
8家主費用	家主費用補償特約 賃貸戸室 ^(注1) 内で発生した事故(自殺、犯罪死または孤独死 ^(注2))により、家主(オーナー)が被る家賃の損失に対して、保険金をお支払します。また、修復、清掃、脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理等にかかる費用(事故対応費用)に対して、事故対応費用保険金をお支払します。 (注1) 賃貸を目的として所有または管理する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。 (注2) 孤独死を直接の原因として賃貸戸室に物的損害が発生した場合に限ります。 次のアおよびイの保険金をお支払します。 <table><tr><td>ア</td><td>保険金</td><td>次のa.またはb.により算出した額をお支払します。 a.空室による損失^(注3) 家賃月額^(注4) × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間^(注5)の月数 b.値引きによる損失 値引前後の家賃月額^(注6)の差額 × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間^(注7)の月数 (注3) 事故の発生した賃貸戸室と隣接する上下左右に存在する隣接戸室に空室期間が発生したことによる家賃の損失を含みます。ただし、事故を直接の原因として隣接戸室に物的損害が発生した場合に限ります。 (注4) 事故の発生した賃貸戸室または隣接戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注5) 賃貸借契約終了の日から30日以上空室が続いた期間をいいます。 (注6) 事故の発生した賃貸戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注7) 空室期間を短縮させるために、新たな入居者との賃貸借契約において、その賃貸戸室の家賃を値引きする期間をいいます。ただし、入居希望者に対して事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合に限ります。</td></tr><tr><td>イ</td><td>事故対応費用保険金</td><td>原状回復費用、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入金^(注8)および火葬費用・葬祭費用をお支払します^(注9)(1事故につき、100万円が限度)。 (注8) 見舞金・見舞品購入金については1事故につき、10万円が限度となります。 (注9) 事故発見日からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。</td></tr></table>	ア	保険金	次のa.またはb.により算出した額をお支払します。 a.空室による損失 ^(注3) 家賃月額 ^(注4) × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間 ^(注5) の月数 b.値引きによる損失 値引前後の家賃月額 ^(注6) の差額 × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間 ^(注7) の月数 (注3) 事故の発生した賃貸戸室と隣接する上下左右に存在する隣接戸室に空室期間が発生したことによる家賃の損失を含みます。ただし、事故を直接の原因として隣接戸室に物的損害が発生した場合に限ります。 (注4) 事故の発生した賃貸戸室または隣接戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注5) 賃貸借契約終了の日から30日以上空室が続いた期間をいいます。 (注6) 事故の発生した賃貸戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注7) 空室期間を短縮させるために、新たな入居者との賃貸借契約において、その賃貸戸室の家賃を値引きする期間をいいます。ただし、入居希望者に対して事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合に限ります。	イ	事故対応費用保険金	原状回復費用、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入金 ^(注8) および火葬費用・葬祭費用をお支払します ^(注9) (1事故につき、100万円が限度)。 (注8) 見舞金・見舞品購入金については1事故につき、10万円が限度となります。 (注9) 事故発見日からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。	⑨家主費用補償特約 ・賃貸借契約が締結されていない賃貸戸室内で発生した事故による損失 ・被保険者が事故による物的損害を受けた賃貸戸室またはその隣接戸室について、次の㉗または㉘に該当する場合 ㉗復旧またはその賃貸戸室または隣接戸室に代わる他の建物(以下㉙において「代替建物」といいます。)を再取得しない場合 ㉘復旧した建物または代替建物の賃貸を継続しない場合
ア	保険金	次のa.またはb.により算出した額をお支払します。 a.空室による損失 ^(注3) 家賃月額 ^(注4) × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間 ^(注5) の月数 b.値引きによる損失 値引前後の家賃月額 ^(注6) の差額 × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間 ^(注7) の月数 (注3) 事故の発生した賃貸戸室と隣接する上下左右に存在する隣接戸室に空室期間が発生したことによる家賃の損失を含みます。ただし、事故を直接の原因として隣接戸室に物的損害が発生した場合に限ります。 (注4) 事故の発生した賃貸戸室または隣接戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注5) 賃貸借契約終了の日から30日以上空室が続いた期間をいいます。 (注6) 事故の発生した賃貸戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注7) 空室期間を短縮させるために、新たな入居者との賃貸借契約において、その賃貸戸室の家賃を値引きする期間をいいます。ただし、入居希望者に対して事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合に限ります。						
イ	事故対応費用保険金	原状回復費用、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入金 ^(注8) および火葬費用・葬祭費用をお支払します ^(注9) (1事故につき、100万円が限度)。 (注8) 見舞金・見舞品購入金については1事故につき、10万円が限度となります。 (注9) 事故発見日からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。						
9電気的・機械的的事故	④電気的・機械的的事故補償特約(限定型) ①～④の事故に該当しない電気的・機械的 ^(注1) の事故により、保険の対象のうちご契約のしおりの別表に記載の物 ^(注2) が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。 ⑧電気的・機械的的事故補償特約(包括型) ①～④の事故に該当しない電気的・機械的 ^(注1) の事故により、保険の対象 ^(注3) が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金をお支払します。 (注1) 次の事故をいいます。 ・取扱いの拙劣 ・設計・材質・製作の欠陥 ・ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電気的現象による事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限ります。 ・機械的 ^(注4) の事故。ただし、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しないものに限ります。 (注2) ご契約のしおりの「電気的・機械的的事故補償特約(限定型)」別表 電気的・機械的の事故を補償する保険の対象の範囲 をご確認ください。 (注3) 保険の対象である建物に付属する機械、設備または装置をいいます。	⑨電気的・機械的的事故補償特約 ④限定型 ⑧包括型 ④限定型 ⑧包括型 共通 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、電気的・機械的 ^(注5) の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 など						
10代位求償権不行使	代位求償権不行使特約 損失が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がないかぎり、弊社は、これを行使しないものとします。 ※第三者の故意または重大な過失によって生じた損失に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。							
ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約		■不正アクセス等対象外特約 ■共同保険に関する特約 など						

4. 賠償責任に関する補償

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。
実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

●は選べる補償特約となります。セレクトいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

①店舗賠償責任

補償

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

店舗賠償責任補償特約

次の損害を被った場合に保険金をお支払します。

④次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して、保険期間中に日本国内において発生する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者^(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

⑤記名被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

⑥記名被保険者が、保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合は、その居住部分の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

(注)⑤については、記名被保険者に限ります。⑥については、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子を含みます。

⑧⑨の事故に起因して、保険期間中に日本国内において被保険者または被保険者以外の方が行った身体の拘束、名誉毀損、プライバシーの侵害等の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

⑩⑨の事故に起因して、保険期間中に日本国内において発生する被保険者が使用または管理する財物^(注1)の損壊等について、その財物に対して正当な権利を有する方に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(注1) 次のいずれかに該当する財物を除きます。

・被保険者が業務の遂行のために他人から借りている財物。リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。ただし、業務の通常の過程として一時的に管理する財物を除きます。

・被保険者が業務の遂行のために施設における保管・修理等を目的として預かっている財物。ただし、業務の通常の過程として一時的に管理する財物を除きます。

・勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物

・動物または植物

【お支払いする保険金の範囲】

ア.被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用

ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

エ.損害の発生および拡大を防止するために支出した必要または有益な費用

オ.応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

カ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用

キ.権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

1事故につき、次の算式により算出した額をお支払します。

ア.の損害賠償金
(保険証券記載の支払限度額^(注2)が限度)

+

イ.～キ.までの費用^(注3)
(実際の費用をお支払します。)

(注2)⑥については、次の額を限度とします。(注3)イ.およびウ.については、ア.の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によってお支払します。

被害者1名につき

100万円

1事故につき

500万円

保険期間中につき

500万円

②借家人賠償責任・修理費用(総合)

借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

家賃の補償(家賃補償条項)にセットすることはできません。

④借家人賠償責任

日本国内に所在する保険証券記載の借戸室(建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。⑥についても同様となります。))に、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により、滅失、破損または汚損が生じた場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。

【お支払いする保険金の範囲】

ア.被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金

イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用

ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

エ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用

オ.権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

1事故につき、次の算式により算出した額をお支払します。

ア.の損害賠償金
(保険証券記載の支払限度額が限度)

+

イ.～オ.までの費用^(注)
(実際の費用をお支払します。)

(注)イ.およびウ.については、ア.の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によってお支払します。

保険金をお支払いできない主な場合・損害

・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害

・地震もしくは噴火またはこれらの津波による損害

・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任

・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による財物の損壊に起因する損害賠償責任

・航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。))または施設外における船舶・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、⑩の管理財物の損壊を除きます。

・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任

・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

・被保険者等が行う、診療または治療等、医薬品等の治療または調剤等、身体美容または整形、あんま・マッサージ等の施術に起因する損害賠償責任

・弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任

など

補償

②借家人賠償責任・修理費用（総合）

⑥修理費用

日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に不測かつ突発的な事故により、損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実^ニに修理を行ったときに保険金をお支払いします。ただし、④の保険金が支払われる場合を除きます。

実際に要した修理費用^{（注）}をお支払いします（1事故につき、300万円が限度）。

（注）実際に要した修理費用のうち、次に掲げるものの修理費用は除きます。

・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等のうち借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

借家人賠償責任・修理費用補償（火災等限定）特約

家賃の補償（家賃補償条項）にセットすることはできません。

④借家人賠償責任

日本国内に所在する保険証券記載の借戸室（建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。⑥についても同様となります。）に火災、破裂または爆発により、滅失、破損または汚損が生じた場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金の範囲】

ア.被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金

イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用

ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

エ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用

オ.権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

1事故につき、次の算式により算出した額をお支払いします。

ア.損害賠償金

（保険証券記載の支払限度額が限度）

+

イ.～オ.までの費用^{（注）}

（実際の費用をお支払いします。）

（注）イ、およびウについては、ア.の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。

⑥修理費用

ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害

建物外部から内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による損害

地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など

③借家人賠償責任・修理費用（火災等限定）

⑥修理費用

次のいずれかに該当する事故により、日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実^ニに修理を行ったときに保険金をお支払いします。ただし、④の保険金が支払われる場合を除きます。

・火災 ・落雷 ・破裂または爆発

・借戸室の外部からの物体の衝突等。ただし、風災、雹災、雪災または水災等による損害を除きます。

・給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水ぬれ。ただし、風災、雹災、雪災または水災による損害を除きます。

・騒擾・労働争議等

・風災、雹災または雪災。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借戸室の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

・盗難

実際に要した修理費用^{（注）}をお支払いします（1事故につき、300万円が限度）。

（注）次に掲げるものの修理費用は除きます。

・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等のうち借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

⑥修理費用

ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害

地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など

これってどういう意味？用語の解説

契約者：ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方
時価額：損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額
新価額：損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額
自己負担額(免責金額)：ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額
特約：普通保険約款に定められた補償内容などを特別に補充・変更する事項を定めたもの
被保険者：保険契約の補償を受けられる方
保険期間：保険のご契約期間
保険金：普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭
保険料：保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭
約定復旧期間：休業補償条項において、ご契約時に取り決める保険金のお支払の対象となる期間

保険期間、保険料のお支払方法

保險期間

**ビジネス
プロパティ**
(企業財産総合保険)

1年契約、短期契約、長期契約(5年まで)
また、最長5年まで1年間ずつ自動的に継続する方式(1年自動継続方式)を選択することも可能です*。

1年自動継続割引

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年毎に更改手続を行ってご契約を継続するよりも、**3%割引**となります。

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※地震保険には割引は適用されません。

毎年のお手続きが
不要です!

*自動継続方式は、ご契約内容によって
お取扱いできない場合があります。
詳細につきましては、取扱代理店また
は弊社にご照会ください。

地震保険

▶▶▶ 1年～最長5年間

保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しています。

※1年自動継続方式は、口座振替、クレジットカード払のみとなります。その他、ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。
詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

●口座振替	●コンビニ払	●クレジットカード払	●請求書払
お客さまご指定の口座からの引落 一時払 分割払*1 長期年払*2	コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で、「払込票」によるお支払 一時払	携帯端末で二次元コードを読み取り、登録したカードでお手続 一時払 分割払*1 長期年払*2	「請求書」による弊社指定口座へのお振込 一時払

※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。

上記のお支払方法以外に **●現金（一時払・分割払）** によるお支払も可能です。

見たいときにいつでも見られる！
ペーパーレスでエコに貢献！

保険約款はインターネットで

約款はインターネットでご提供します。
詳しくは
<https://www.net-yakkan.com/>



※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。
紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問合せください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、証券は紙の証券をお届けします。

..... **ご契約内容に変更が生じた場合・事故が発生した場合**

必ずご連絡ください

ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容に変更が生じた場合で、遅滞なく通知いただけないときは、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただくことがありますので、必ず弊社までご連絡ください。

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または弊社までご連絡ください。
休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

変更の内容によっては、ご契約を解約いただく場合や、他の火災保険にご加入いただく場合がございます。

**日新火災テレフォン
サービスセンター**

フリーダイヤル 0120-156-932 までお電話を!
【受付時間：9:00～18:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

事故が発生した場合

日新火災事故受付センターでは、お客さまから事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

事故受付は、
日新火災事故受付センター

日新火災事故受付センター
24時間・365日受付

フリーダイヤル **0120-232-233**

告知義務・通知義務等

告知義務 ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書等に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書等に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただきますことや保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項は申込書等でご確認ください。※ご契約内容により告知事項は異なります。

通知義務等 ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の事項(通知事項)に変更が生じた場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書・保険証券等に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知しただけなかった場合は、保険契約を解除させていただきますことや保険金をお支払いできないことがあります。③の事由が発生する場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

- ア. 財産の補償(財産補償条項) ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転 など
- イ. 休業の補償(休業補償条項) および家賃の補償(家賃補償条項) ①保険証券記載の建物の構造・用途の変更 ②(休業の補償のみ) 営業の場所の変更 など
- ア. イ. 共通 ③保険の対象または営業の譲渡・売却 など

重複する契約

保険の対象となる建物および設備・什器等において、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、必ず事前にお申出ください(重複すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合があります。)。また、特約火災にご加入されている場合は、ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)にご加入できませんのでご注意ください。

事故が発生した場合

事故のご通知 事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 など

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものを提出してください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書 ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類 ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 など

保険金をお支払いする時期

弊社が保険金のお支払に必要な書類の取付けを完了した日から、原則としてその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

賠償責任保険金のお支払

事故によって、被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金が優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

保険金をお支払いした後のご契約

財産の補償(財産補償条項)については、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額の100%以上の場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険については、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

- ※このパンフレットは「ビジネスプロパティ」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書等に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。
- ※特殊包括契約および休業補償(利益補償方式・営業継続費用補償方式)に関する特約をセットする契約については、企画書等もご参照ください。
- ※保険金請求状況や業種または個別のリスク状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- ※弊社はお預かりしたお客さまの個人情報情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
- ※保険料は、保険の対象、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造、職作業区分等によって決まります。実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。
- ※保険料をお支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでご確認ください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください。
- ※保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。
- ※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には「共同保険に関する特約」に基づき、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代行業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-156-932

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。